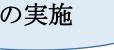
現行の「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和7年3月に満了すること。また、令和5年4月に 施行された「こども基本法」において、「市町村は、こども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるもの とする。」と規定されたことから、次期計画の策定の基本的な方向性を定めるもの。

こども関連施策 の実施



こども大綱 <こども基本法第9条>

ポイント1 大綱で定める事項

- ① 基本的な方針
- ② 重要事項
- ③ こども施策を推進するための必要な事項

ポイント2 既存の3大綱を一元化

- ① 少子化社会対策大綱
- ② こども・若者育成支援推進大綱
- ③ こどもの貧困対策に関する大綱

埼玉県こども計画(仮称)<こども基本法第10条>

① 埼玉県子育て応援行動計画

(基本理念) 「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育ち」 「親育ち」の支援や地域全体で子育て支援を通じて、子 供を産み育てることに希望を持てる社会づくり

② 埼玉県青少年健全育成・支援プラン (基本理念) 子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持 ちながら成長・活躍できる社会の実現

勘案 = 色々な事情などを考え合わせること

(仮称) 狭山市こども計画 令和6年度策定予定

(仮称)狭山市こども計画 策定方針

現行

第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画

- 期間 令和2年度~令和6年度
- 根拠 子ども・子育て支援法
- 包含する計画 次世代育成支援行動計画 自立促進計画 母子保健計画 子どもの貧困対策計画

(仮称) 狭山市こども計画

- 期間 令和7年度~令和11年度
- 根拠 こども基本法
- 包含する計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画

自立促進計画 母子保健計画

こども・若者計画

次期

こどもの貧困対策計画

1 計画策定の視点

(1) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態(Well-being)で生活を送ることができる社会

(2) 基本的な方針 (大綱より抜粋・一部改変)

- ① こども・若者は、権利の主体であり、今とこれ からの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、 その意見を聴き、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージ に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する。
- ⑥ 施策の整合性を確保し、民間団体等との連携を 重視する。

(3)他の計画等との関係

本市の上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他福祉関連計画等との施策の整合性を図る。

ア 狭山市総合計画

第 4 次狭山市総合計画後期基本計画

重点テーマ1 若い世代を増やす

まちの活力の源は「人」です。若い世代のエネルギーが狭山市発展の原動力となるよう、少子高齢化と人口減少対策に取り組み、女性の力を活かし、人口減少を克服する持続可能なまちづくりを進めます。

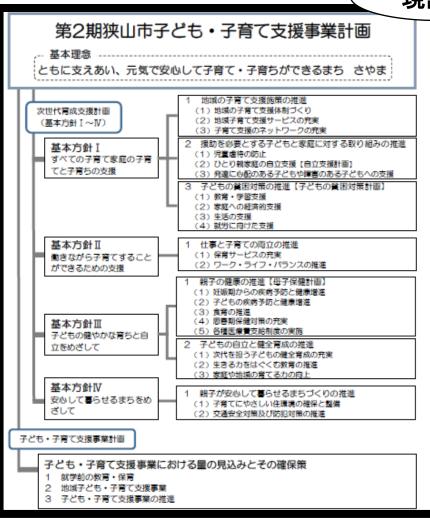
第5次狭山市総合計画策定方針

2 計画策定の視点 (3) 重点的に取り組む施策の明確化 人口減少対策をはじめ、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロ (中略) 持続可能なまちづくりの実現に向けて重点的・優先的に取り組 むべき施策については、行財政資源の配分の重点化を図るとともに、取組 内容を明確化する。

イ 第4期狭山市地域福祉計画

高齢者、障害者、子どもや子育て世帯、生活に困難を抱えた人などを をはじめとする、全ての人が、いつまでも健康で、安心して暮らすことが できるよう、心身の健康づくりとともに、多様性への理解や人権擁護の 意識を高め、お互いを尊重し合える地域づくりを進めます。

1 計画策定の視点







こども大綱

- 1 こども施策に関する重要事項
 - ①ライフステージを通した重要事項
 - ②ライフステージ別の重要事項
 - ③子育て当事者への支援に関する 重要事項
- 2 こども施策を推進するために必要な 事項
- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通基盤となる取組
- ③施策の推進体制



新たな課題や二一ズに対する施策 ヤングケアラー支援・子どもの居場所づくりなど

(仮称)狭山市こども計画へ

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画策定の体制

(1) 庁内体制

- ① 子ども・子育て支援庁内連絡会議
 - → 計画及び計画に位置付ける施策等の審議
- ② こども計画策定担当者会議
 - → 計画策定に向けた情報共有及び施策等の検討

(2) 市民参画

- ① 子ども・子育て会議による審議
- ② アンケート調査(令和5年度実施済)
- ③ こども・若者からの意見聴取
- ④ パブリックコメント

(3)事務局

こども政策課

4 スケジュール

令和5年度

12月 こども大綱 閣議決定

2月~3月 アンケート調査

令 和 7月~ 提供区域、量の見込み、提供体制

11月 計画素案の検討

7月 庁内連絡会議

8月 子ども・子育て会議

11月 庁内連絡会議(政策調整会議) 子ども・子育て会議

12月 政策会議

文教厚生委員会協議会報告

1月 社会福祉審議会報告

パブリックコメント

2月 庁内連絡会議 子ども・子育て会議

3月 計画確定・公表